

## 【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】

### 1. 総合事業事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスを提供する場合には、原則、各市町村から総合事業による指定事業者の指定を受ける必要がある。

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、全ての市町村において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていたが、平成30年4月以降は、みなし指定の事業者についても、各市町村に更新申請が必要となる。

### 2. 審査基準

#### 【人員基準】 (1) 介護職員

単位ごとに通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置すること。

#### (2) 看護職員

通所介護相当サービスの単位ごとに、専らそのサービスの提供に当たる者1名以上配置すること。

※利用定員が10人以下の場合、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとにそのサービスを提供している時間帯に、看護職員または介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が1以上

#### (3) 生活相談員

生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上配置すること。生活相談員または介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 機能訓練指導員 1人以上配置すること。

(5) 管理者 原則専らその職務に従事する常勤の者1名を配置すること。  
※当該通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

【設備基準】 (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有すること。(支障がない場合は同一の場所とする可)合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。  
(2) 静養室 1カ所以上  
(3) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。  
(4) 事務室 1カ所以上

【運営基準】

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。
- ・介護職員の資質向上の為に研修の機会を確保していること。
- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めること。

### 3. 更新指定申請及び審査の概要

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練 指導員	管理者	設備基準	運営基準
1	デイサービスセン ター新さかい幸 朋苑 (境港市誠道町 2053 番地 1)  (福)こうほうえん	・32 人 ・1 単位目 (午前9時～ 午後5時)	常時 5.2 人配置 【基準 4.4 人】 常勤・兼務 4 人 常勤・専従 2 人 非常勤・専従 4 人	常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 2 人	常時 1.0 人配置 常勤・兼務 (管理者) 1 人 (介護士) 3 人	常勤・兼務 (看護職員) 2 人	常勤・兼務 (生活相談員) 1 人	・食堂兼機能訓練室 97.8 m <sup>2</sup> 【基準 96 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 1 室 (ベッド 3 台) ・相談室 1 室(個室) ・事務室 1 室	サービスの運 営規程、契約 書・重要事項 説明書等に、 計画作成、勤 務体制等の説 明が記されて いる。
2	デイサービスセン ターとのえの家 (境港市外江町 1814-1)  (福)こうほうえん	・10 人 ・1 単位目 (午前9時～ 午後5時)	常時 2.8 人配置 【基準 1 人】 常勤・兼務 2 人 常勤・専従 2 人	常時 介護職員 2.8 人 【基準 定員 10 人以下により看 護職員または介 護職員 1 人】	常時 1 人配置 常勤・兼務 (管理者) 1 人 (介護士) 2 人	非常勤・専従 2 人	常勤・兼務 (生活相談員) 1 人	・食堂兼機能訓練室 33.66 m <sup>2</sup> 【基準 30 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 1 室 (ベッド 3 台) ・相談室 1 室(個室) ・事務室 1 室	1に同じ

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練 指導員	管理者	設備基準	運営基準
3	デイサービスセン ターさかい幸朋 苑 (境港市誠道町 2083 番地)  (福)こうほうえん	・44 人 ・1 単位目 (午前9時～ 午後4時30分)	常時 8.3 人配置 【基準 6.8 人】 常勤・兼務 4 人 常勤・専従 6 人 非常勤・専従 3 人	常勤・専従 1 人 非常勤・専従 1 人	常時 1.3 人配置 常勤・兼務 (管理者) 1 人 (介護士) 4 人	常勤・専従 1 人	常勤・兼務 (生活相談員) 1 人	・食堂兼機能訓練室 169.36 m <sup>2</sup> 【基準 132 m <sup>2</sup> ～】 ・静養スペース (仕切り・ベッド 8 台) ・相談室 1 室(個室) ・事務室 1 室	1に同じ
4	デイサービス笑 和 (米子市富益町 1621)  (株)笑和	・35 人 ・1 単位目 (午前9時～ 午後4時30分) 営業:月～金	常時 7.1 人配置 【基準 5.0 人】 常勤・兼務 1 人 非常勤・専従 9 人	非常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 4 人	常時 1.2 人配置 常勤・兼務 (管理者) 1 人 (介護士) 1 人	非常勤・兼務 (看護職員) 4 人 非常勤・専従 4 人	常勤・兼務 (生活相談員) 1 人	・食堂兼機能訓練室 126.28 m <sup>2</sup> 【基準 105 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 1 室 (ベッド2台) ・相談室 1 室(個室) ・事務室 1 室	1に同じ
5	デイサービス笑 家 (米子市彦名町 4500-73)  (株)笑和	・18 人 ・1 単位目 (午前9時～ 午後4時30分) 営業:月～金	常時 3.1 人配置 【基準 1.6 人】 常勤・兼務 1 人 非常勤・専従 3 人	非常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 2 人	常時 1.0 人配置 常勤・兼務 (管理者) 1 人 (介護士) 1 人	非常勤・兼務 (看護職員) 2 人	常勤・兼務 (生活相談員) 1 人	・食堂兼機能訓練室 74.36 m <sup>2</sup> 【基準 54 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 1 室 (ベッド2台) ・相談室 1 室(個室) ・事務室 1 室	1に同じ

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練 指導員	管理者	設備基準	運営基準
6	キャンパスライフ エルル両三柳 (米子市両三柳 206-2)  (株)エルフィス	・25人 ・1単位目 (午前9時～ 午後5時) 営業:月～土	常時 3.1人配置 【基準3.0人】 常勤・専従 1人 常勤・兼務 2人 非常勤・専従 2人	非常勤・専従 4人	常時 1.0人配置 常勤・専従 1人 常勤・兼務 (介護士) 1人	常勤・専従 1人	常勤・兼務 (介護士) 1人	・食堂兼機能訓練室 78.04 m <sup>2</sup> 【基準75 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 1室 (ベッド2台) ・相談室 1室(個室) ・事務室 1室	1に同じ
7	デイサービス弓 ヶ浜 (米子市富益町 1128)  米子医療生活 協同組合	・15人 ・1単位目 (午前9時～ 午後4時30分) 営業:月～土	常時 2.8人配置 【基準1.0人】 常勤・専従 2人 常勤・兼務 2人 非常勤・専従 2人 非常勤・兼務 1人	常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 2人 非常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 2人	常時 1.0人配置 常勤・兼務 (介護士) 2人 非常勤・兼務 (介護士) 1人	常勤・兼務 (看護職員) 2人 非常勤・兼務 (看護職員) 2人	常勤・兼務 (事務長) 1人	・機能訓練室 46.8 m <sup>2</sup> 【基準45 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 1室 ・相談室 1室 ・事務室 1室	1に同じ

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練 指導員	管理者	設備基準	運営基準
8	リハビリデイあし すと彦名 (米子市彦名町 29-7)  (株)クリエイティ ブサポート	・18人 ・1単位目 (午前9時10分～ 午後12時15分) ・2単位目 (午後1時20分～ 午後4時25分) 営業:月～土	各単位 常 時 2.8人配置 【基準単位毎に 1.6人】 常勤・専従 3人 常勤・兼務 1人 非常勤・専従 2人	非常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 2人	常時 1.2人配置 常勤・兼務 (管理者) 1人 (介護士) 1人	非常勤・兼務 (看護職員) 2人	常勤・兼務 (生活相談員) 1人	・機能訓練室 91.69 m <sup>2</sup> 【基準 54 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 (仕切り・ベッド8台) ・相談室 1室(個室) ・事務室 1室	1に同じ
9	デイサービス孫 の手 (米子市両三柳 825)  ティーアンドディ ー(有)	・35人 ・1単位目 (午前8時45分～ 午後3時) 営業:月～金	常時 7.8人配置 【基準5.0人】 常勤・専従 4人 非常勤・専従 4人	非常勤・専従 3人	常時 1人配置 常勤・兼務 (管理者) 1人	常勤・専従 1人	常勤・兼務 (生活相談員) 1人	・食堂兼機能訓練室 113.85 m <sup>2</sup> 【基準 105 m <sup>2</sup> ～】 ・静養室 1室 (ベッド1台) ・相談室 1室 ・事務室 1室	1に同じ

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練 指導員	管理者	設備基準	運営基準
10	デイサービスセン ターおおしのづ (米子市大篠津 町506-1)  (有)けあホーム	・35人 ・1単位目 (午前9時～ 午後4時30分) 営業:月～土	常時 5.0人配置 【基準5.0人】 常勤・専従 4人 常勤・兼務 1人 非常勤・専従 1人 非常勤・兼務 3人	非常勤・専従 1人 非常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 1人 (介護職員) 1人	常時 1人配置 常勤・専従 1人 常勤・兼務 (管理者) 1人 非常勤・兼務 (介護職員) 1人	常勤・専従 1人 非常勤・専従 4人 非常勤・兼務 (看護職員) 1人 (介護職員) 2人	常勤・兼務 (生活相談員) 1人	・食堂兼機能訓練室 128.6㎡ 【基準105㎡～】 ・静養室1室 (仕切り・ベッド4台) ・相談室1室(個室) ・事務室1室	1に同じ
11	いずみの苑 (米子市淀江町 1075番地)  (福)いずみの苑	・35人 ・1単位目 (午前8時30分 ～午後5時) 営業:月～土	常時 7.3人配置 【基準5.0人】 常勤・専従 6人 常勤・兼務 1人 非常勤・専従 4人	常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 1人 非常勤・専従 1人	常時 1.0人配置 常勤・専従 1人 常勤・兼務 (介護職員) 1人	常勤・兼務 (看護職員) 1人	常勤・兼務 (施設長) 1人	・食堂兼機能訓練室 236.33㎡ 【基準105㎡～】 ・静養室1室 (ベッド3台) ・相談室1室(個室) ・事務室1室	1に同じ

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練 指導員	管理者	設備基準	運営基準
12	セントラル介護 予防センター (米子市西福原 8-16-66)  (福)真誠会	・20人 ・1単位目 (午前10時～ 午前11時30分) ・2単位目 (午後12時30分～ 午後2時) ・3単位目 (午後3時～ 午後4時30分) 営業:月～土	常時 3.7人配置 【基準2.0人】 常勤・専従 1人 常勤・兼務 4人	非常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 4人	常時 1.4人配置 常勤・専従 1人 常勤・兼務 (管理者、 介護職員) 2人	非常勤・兼務 (看護職員) 4人	常勤・兼務 (生活相談員) 1人	・食堂兼機能訓練室 92.35㎡ 【基準60㎡～】 ・静養室1室 (ベッド1台) ・相談室1室(個室) ・事務室1室	1に同じ
13	富益しあわせデ イサービス (米子市富益町 235-8)  (福)真誠会	・30人 ・1単位目 (午前9時 ～午後6時)	常時 4.5人配置 【基準4.0人】 常勤・専従 2人 常勤・兼務 5人 非常勤・専従 2人 非常勤・兼務 1人	常勤・兼務 (機能訓練 指導員) 2人 常勤・専従 1人	常時 1.1人配置 常勤・兼務 (管理者、 介護職員) 3人 非常勤・専従 1人	常勤・専従 1人 常勤・兼務 (看護職員) 2人	常勤・兼務 (生活相談員) 1人	・食堂兼機能訓練室 186㎡ 【基準90㎡～】 ・静養室1室 (ベッド3台) ・相談室1室(個室) ・事務室1室	1に同じ